

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立上柚木中学校
校長氏名 三田村 裕 公 印



令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標を踏まえ、以下の教育目標を設定する。

- (1) 生徒の特性に応じた教育活動を行うことで情緒の安定を図り、自立心を育む。
- (2) 個に応じた学びを支援し、心豊かに生活できる能力を育む。
- (3) 社会性やコミュニケーション能力を育み、集団生活への適応力を育む。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 保護者と巡回指導教員、在籍学級担任、特別支援教育コーディネーター等が協働し、生徒の支援に取り組んでいく。
- (2) 生徒一人ひとりの特性に応じて、連携型個別指導計画を作成し、それに基づいた教育活動を行っていく。
- (3) 円滑な特別支援教室運営のために、特別支援教室専門員を活用し、校内における連絡・調整を行う。

3 指導の重点

- (1) 自分の気持ちや情緒をコントロールして、変化する状況に適切に対応する力を育む。
- (2) 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基礎を培う。
- (3) 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができる力を育む。
- (4) 自己の特性について理解し、適切に対応できる力を育む。

4 その他の配慮事項

- (1) 保護者と教員間で日々の支援・指導について連絡を取り合い、共通理解を図る。
- (2) 生徒の実態に応じた学習内容や教材・教具を工夫し、指導にあたる。
- (3) スクールカウンセラー、市の相談機関、その他の関連諸機関との連携を図る。
- (4) 専門家による指導・助言を受けながら、よりよい授業をめざし、研修・研鑽に努める。
- (5) 1日や1単位時間の設定など生徒の実情に合わせて、柔軟に設定する。